

美作市上下水道事業経営審議会（第5回）会議録

日 時 令和6年9月3日（火曜日）
午後2時00分から午後3時00分まで

場 所 美作市湯郷地域交流センター2階大ホール（美作市湯郷）

出席者 【委 員】12名（委員総数12名 五十音順、敬称略）

- ・青 山 慶
- ・東 芳 郎
- ・稲 益 智 子
- ・神 原 一 寿
- ・小 山 智 美
- ・仁 木 典 子
- ・西 田 陽 介 （会 長）
- ・西 田 尚 美
- ・長谷川 裕一 （副会長）
- ・福 永 勝 彦
- ・水元 千都江
- ・山 本 眞 澄

【美作市】

- ・萩原 誠司 （美作市長）
- ・森元 浩之 （都市整備部部長）
- ・中谷 雅律 （下水道課課長）
- ・高坂 正和 （下水道課課長補佐）
- ・藤澤 芳憲 （下水道課庶務係長）
- ・小林 寛之 （下水道課工務係長）
- ・前原 正幸 （下水道課庶務係主任）

傍 聴 者 2人

次 第

1. 委嘱状交付
2. 開 会
 - (1) 市長あいさつ
 - (2) 委員紹介及び事務局紹介
 - (3) 会長及び副会長の選出
 - (4) 諮問
3. 議 事
 - (1) 下水道事業経営戦略の改定について
4. その他
5. 閉 会

配布資料

- ・資料－1 美作市下水道事業経営戦略の改定（案）
- ・資料－2 美作市下水道事業経営戦略の改定について

会 議 録

1. 委嘱状交付
2. 開 会
 - (1) 市長あいさつ

市長になった平成26年当時、とても驚いたことがあったのを覚えています。美作市の予算が約200億円の規模の中で、22～23億円ぐらいだったか、下水道へ一般会計からの支援、つまり繰り出しが行われていた。予算の1割強を占めることでもあり、大変な負担であると思いました。そして歴史を調べてみますと、今日の資料にもありますが、平成元年に旧美作町の公共下水道が出来たということ、旧美作町は相当思い切った判断をしたと思います。町の予算の半分を使うぐらいの気合いで、事業化を決め、多額の起債をして、今に至っているわけでありすけれども、当時の美作町は確か、全面過疎ではなかったはずなので、相当高いお金を借りているということでもあります。ただ、おかげさまで、私たちの街が都市と比較しても、それなりに遜色ない暮らしが出来ている。そういう意味では、市民生活の向上に大きな貢献をしているのが下水道事業で

あります。

一方で、私どもの地域は、必ずしも条件がよくなく、429 km²の中に、2万5千人強が住んでおり、人口密度が60人程度かな、そういうことになりますので、インフラなどの効率が良くない。運営コストがかさんでくる、そのため、下水道をいかに効率的に維持管理して、市民負担を抑えていくのかが、とても大きな課題の一つです。

後から協議しますが、今、下水道事業を監督している国の機関から、料金で回収できる費用の割合を、もっとしっかり上げなさいという指示が来ているようであります、8割を目指しなさいと。今が約6割だと思いますから、相当な努力を要するわけではありますが、それをいかにして市民負担を、あまり掛けないで、できれば全く掛けないで、達成できるかどうかということが、最大の課題になっており、下水道課を中心として、日夜、どうやったらいいか、喧々諤々の議論をして、今日に至っているという状況でございます。

今回はその努力の姿を検証していただくこと。一方で、今後のあるべき姿の中に何があるのかと。どういう条件が、我々を苦しめていて、その条件の中で、我々のできることはなんだということも含め、ぜひ皆さん方のお考えをご披瀝いただきたい、或いは一緒に学んで、市民を代表する方々として、市民の方々との間での合意形成に生かしていただければというふうに考えております。

大変重要な審議会だということになります。皆さま方のご協力ご支援を切にお願いをして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(2) 委員紹介及び事務局紹介

～委員自己紹介、続いて事務局自己紹介～

(3) 会長及び副会長の選出

事務局 続きまして、本審議会規則第の規定により、本審議会の会長、副会長の選出に移らせていただきます。

会長・副会長の選任は、委員の互選となっておりますが、いかが取り計らいましょうか。

～「事務局一任」の声あり～

～「はい」と声あり～

事務局 それでは、事務局案といたしまして、会長に岡山大学教授、西田陽介委員。副会長に長谷川会計公認会計士、長谷川裕一委員を推薦させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

～「はい、よろしい」と声あり～

事務局 ではご就任いただきました西田会長、長谷川副会長、よろしくお願いいたします。改めまして、会長、副会長からごあいさつをいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

会 長 ただいまご紹介いただきました岡山大学経済学部西田と申します。よろしくお願いいたします。人口減少経済、東京以外、日本全体がそうなっておりますが、これが続く中、持続的にインフラをどう運営していくかという大変重要な会議だと認識しております。その中で持続可能ということをテーマに、皆様といろいろ議論をさせていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

副会長 会計士の長谷川でございます。昨今物価高で経費削減といっても、なかなか削減できない状況は、下水道でも同じだと思います。それを皆様のお力、お知恵をお借りして、より良い美作市さんの経営戦略ができるよう、私も努めて参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(4) 諮問

事務局 ありがとうございました。
ここで萩原市長より西田会長へ諮問書を提出させていただきます。
恐れ入りますが、前の方にお進みください。

～冒頭部分を読み上げ、萩原市長より西田会長に「諮問書」を手交～

委員の皆様へは、諮問書の写しを配付させていただきます。

3. 議事

(1) 下水道事業経営戦略の改定について

事務局 会長、副会長が選任されましたので、ここからの議事進行につきましては、審議会規則により、会長にお願いしたいと思います。それでは、議事進行の方よろしくお願いいたします。

会 長 はい、それでは議事の方に入りたいと思います。皆様どうぞよろしくお願いいたします。次第に沿って進めていきたいと思いますのでよろしくお願い致します。

議事の1番、下水道事業経営戦略の改定について、事務局からご説明のほどよろしくお願い致します。

事務局 それでは、資料2をご覧ください。美作市下水道事業経営戦略の改定案について説明いたします。着座にて失礼いたします。

3ページをご覧ください。下水道事業経営戦略の策定期間でございますが、平成27年2月に美作市下水道事業中期経営計画として策定し、令和4年3月に内容を大きく見直し、美作市下水道事業経営戦略を策定いたしました。計画期間は令和4年度から令和13年度でございます。今回の主な内容でございますが、主要項目の時点更新と経費回収率の向上に向けたロードマップの追加でございます。

4ページをご覧ください。改定の理由について説明いたします。経営戦略はPDCAサイクルに基づき、計画見直しを行うものでございます。計画見直しにあたっては、進捗管理を踏まえ、計画の目標値と実績値の乖離状況について検証を行い、3年から5年ごとに計画の見直しを行うものでございます。

5ページをご覧ください。主要な改定内容でございますが、各章の主要な指標及び数値の時点修正等、第5章に経費回収率向上に向けたロードマップの追加でございます。

6ページをご覧ください。経営戦略の改定にあたり、ご審議いただきたい内容でございますが、経費回収率の経営戦略における目標値に関する事、経費回収率の目標達成に向けた取り組みに関する事、以上でございます。

7ページをご覧ください。審議会の予定でございますが、第5回審議会は本日9月3日。諮問事項等について説明、審議委員の皆様には議論いただきたいと考えております。

第6回審議会は、10月下旬。第5回審議会の質問や意見に対する追加説明、審議、そして答申案についての協議でございます。

11月上旬、答申書の提出。以上のスケジュールでございます。

8ページ以降につきましては係長が説明をいたします。

事務局 経営戦略の改定に当たりまして、改定・審議について総務省から要請が出ている事項について、要点となる部分をご紹介します。

9ページをお開きください。平成31年3月29日の通知の抜粋でございます。経営戦略の策定や改定にあたっての指針、基本的考え方。改定上の留意事項として、投資財政計画の試算は可能な限り長期間かつ複数パターン行う

こと。期間は最低 10 年、計画期間内の収支均衡にするための取り組み方針を示すこと。あと、策定した経営戦略については一定期間、3 年から 5 年のサイクルで見直しを行い、質を高めていくことなどが要請されております。10 ページをお開きください。令和 4 年 1 月 25 日付、経営戦略の改定の推進についての抜粋でございます。

投資財政計画に盛り込む事項といたしまして、人口減少等を加味した料金収入、将来の更新費用、そして維持管理費に物価上昇等を的確に反映させ、これらを反映した上で必要となる経営改革の検討をするよう求められております。経営戦略の質を高めるための取り組みといたしましては、記載内容の充実を図り、料金水準が適切か、将来の料金改定の必要性などについて、住民理解に資するような取り組みを行うことなどが要請されております。

11 ページをお開きください。令和 6 年 1 月 22 日の通知の抜粋でございます。これまでの通知に加えて、改めて物価高騰の影響のほか、DX・GX という、最近よく出てくる言葉でございますが、経営戦略の方に適切に反映するように求められております。

これらの通知を簡潔に言いますと、地方公営企業は独立採算が原則ですので、自立した運営を行うために、将来を的確にとらえ、必要な経営改革を継続的に行っていくよう求められているというものでございます。美作市下水道事業といたしましては、このような総務省の要請を踏まえて、身の丈に合った経営戦略にしていく必要があると考えております。

続きまして 13 ページをお開きください。美作市の下水道事業の概要について、新たな委員さんもいらっしゃいますので、改めまして概要を簡単に説明させていただきたいと思っております。美作市の下水道事業につきましては、地方公営企業ということで、地方自治体が運営する企業でございます。当市はその他、水道事業と病院事業がございます。

下水道事業は平成元年に供用開始をいたしました。市町村合併を経て、平成 24 年度に下水道計画のある管渠整備が終了しております。

表にあります①から⑥の 6 つの下水道事業を実施しております。

汚水処理をするという点ではすべて共通しており、同じ目的の事業でございますが、違いは人口とか対象とする地域、所管している国の省庁、補助金を出す省庁などが異なるところでございます。

処理区分につきましては、大きく分けて、集合処理と個別処理の 2 種類があり、集めて処理するか、家で処理を完結するかの違いです。

地方公営企業法の適用といたしますのは、一般的な行政の会計処理とは若干異なりまして、複式により貸借対照表や損益計算書といった財務諸表がある会計方式でございます。

汚水処理人口普及率 99.13%ですが、こちらは市内のほぼ全域で下水道が利用できる環境が整っているということでございます。水洗化率 90.65%は、そのうちでも利用している方が 9 割ほど、下水道を実際に利用されていることを表しております。

14 ページをお開きください。事業別の人口や施設の数量についてまとめた表でございます。中でも特にご覧いただきたいのが、処理場の数というところですが、市内の集合処理形式の処理場が 23 施設ということで、県内の自治体の中でも、岡山市に次いで 2 番目に多いような状況でございます。処理場では多くの維持管理費がかかりますので、当市の課題の一つととらえております。この課題への対応といたしまして、処理場の統廃合、近接する処理場に繋ぎ込んで、広くしていくような事業を平成 28 年度から進めており、現在までに 4 施設を廃止いたしました。今後、あと 10 施設廃止する計画で、最終的には 13 施設まで減らす予定にしております。

続きまして 15 ページをお開きください。こちらは事業別の処理場の名称です。実際にこういった処理場が、地域に存在しますということをまとめておりますのでご確認をいただければと思います。

続きまして 16 ページをお開きください。集合処理形式の汚水処理施設はどんなものか、個別処理形式の処理施設はこういったものだということを写真で載せております。上側の集合処理形式は、処理をして近接する河川の方へ放流をしております。下の個別処理形式につきましては、一軒一軒に小さな処理場のようなもの、浄化槽といいますが、これを埋設して宅地内で処理が完結し隣接する側溝などへ処理水を放流する方式のことでございます。

17 ページをお開きください。美作市全図ということで、着色をした部分が集合処理の区域でございます。それ以外の部分が個別処理の区域となっております。

18 ページをお開きください。下水道管渠延長の状況でございます。

美作市の下水道管の延長は累計で 608.5 キロありまして、線グラフの方で右目盛でございますが、棒グラフの方がそれぞれ整備した年度と、それぞれ当該年度の整備延長を表しております。

昭和 61 年度から整備が始まり、ピークは平成 11 年度、平成 24 年度で整備が完了したということがわかんと思います。平成 30 年度あたりは先に申しました統廃合で 4 施設を廃止したということで、それに伴う管渠整備を若干いたしまして、グラフの方に表れております。下水道管につきましては法定耐用年数が 50 年とされておりまして、整備した 50 年後に再び整備、耐用年数が来た場合には更新をしなければならないということですが、耐用年数が来て直ちに壊れるわけではないと言われておりますが、再び更新の事業財

源、工事が必要だということがこのグラフから読み取れるかと思っております。集中して、やってくるというのが特徴でございます。

続きまして 19 ページをお開きください。19 ページの資料は人口と下水道使用料の推移。過去 10 年、この先 10 年といったものを示したものでございます。棒グラフが下水道使用料の収入でございます、数字は一番下に記載をしております 1000 円単位でございます。線グラフが各それぞれの人口を表しております。赤が行政区域内人口、緑が汚水処理区域内人口、紫が水洗化人口でございます。汚水処理人口は行政区域内人口のうち実際、汚水処理を利用することができる人口と先ほど申しました。水洗化人口も先ほど説明した通りでございます。過去の実績を見ますと、人口減少に伴いまして、使用料の収入が減少してきているということはよくわかります。今後も人口減少が見込まれておりますので、使用料の収入は減少していくことが見込まれております。経営戦略の期間の令和 4 年度と 13 年度比較しますと、単年度の料金収入がマイナス 5765 万 5000 円。年平均では約 640 万円ずつ減っていくような見通しになっております。

20 ページをお開きください。数字が小さく大変申し訳ありませんが、今年度の損益計算書でございます。こちらは円単位でございます。損益計算書は下水道事業の 1 年間の経営成績を表す書類でございます。営業収益につきましては主に下水道使用料でございます。営業費用は、施設の維持管理費や減価償却費です。減価償却費は費用として計上しますが現金支出は伴いません。下の営業外収益でございますが、こちらは他会計負担金と補助金、これは一般会計からの繰入金、収益的収支予算に対する繰入金のことでございます。長期前受金の戻入などこちらは減価償却費と同様に現金を伴わない収入でございます。あと営業外費用につきましては主に企業債利息でございます。下から 3 行目の当年度純損益欄が当年度の営業成績を表すところですが、令和 5 年度の欄はマイナスの 3716 万 6096 円の損失となっております。

21 ページをお開きください。令和 5 年度末の下水道事業の貸借対照表の状況でございます。上の表が資産の状況でございます、令和 5 年度末でおよそ 387 億円。内容は主に固定資産の有形固定資産でございます。この有形固定資産は、下水道事業を運営するための土地、処理場の土地とか建物、あと下水道管とかの構築物、ポンプなどの機械装置などがここへ計上されております。下の表、負債資本合計は、この資産がどのような財源により構成されているかということを表したものでございまして、固定負債と流動負債の部分は、主に企業債といいまして借金の残高が載っております。繰延収益の長期前受金は固定資産取得の際に受けた補助金などの財源部分でございます。あと資本金の自己資本金は主に資本的収支予算に対する一般会計からの繰入金

の累計が載っております。剰余金の資本剰余金は、土地取得などに償却しない資産に対する補助金等の財源が載っております。一番下の欠損金は累積欠損金でこれまでの赤字の累計でございます。

続きまして、22 ページをお開きください。今後予定されている建設改良費を含めました、実績と推計の棒グラフを表しております。

令和4年度から令和13年度の計画期間中の建設改良費が棒グラフでそれぞれ立てておりますが、これを総額すると102億円になります。内容といたしましては主に統廃合事業、現在進めているものですね。あとストックマネジメント事業といいまして施設耐用年数が来た施設を補助金充当して更新していくような事業、が主な内容でございます。この財源のおよそ半分ほどを、社会資本整備総合交付金という国庫補助金を充当する計画にしております、その残りは企業債、借金で賄う予定にしております。今後も多くの建設改良を予定しておりますので、こちらにおいても更新財源の確保がたちまち必要な状況でございます。

23 ページからは、この重要な更新財源であります社会資本整備総合交付金のことについて少し触れさせていただきたいと思います。

24 ページをお開きください。社会資本整備総合交付金について、こちらは国土交通省所管の交付金でございます。主に道路、下水道、河川、住宅など、国土交通省所管事業に、充当することができる交付金でございます、地方公共団体が策定した計画に対して交付されます。美作市の交付状況でございますが、現在取り組んでおります統廃合やストックマネジメント事業を補助事業として始めました令和2年度から令和5年度までの4年間で1億9000万の交付を受けております。

続きまして25 ページをお開きください。こちらは社会資本整備総合交付金の支給要件に関する通知の抜粋部分でございます。主な部分といたしましては、資料の(5)、(6)が重要な部分になってくるのですが、(5)につきましては要件を満たしております。(6)の使用料改定の必要性の検証に係る要件という部分が、美作市ではまだ満たしておりません、今回、経営戦略にロードマップを追加することにより、この要件を満たすことができるということでございます。経営戦略にロードマップを盛り込み、来年度、下水道使用料改定の必要性について検討する計画にしております。使用料の改定を実施するかどうかは別として、使用料が適正なものなのかどうか、定期的に議論し、改定の必要性について検証や、公表することが求められております。続きまして26 ページをお開きください。先ほどの要件をチェックシート形式にしたものでございます。赤色の米印がついている部分が、取り組みになり、経営戦略の改定が必要な部分でございます。

続きまして 27 ページをお開きください。こちらは交付要件の見直し期限をグラフ表にしたものでございます。その中に同じく赤い米印をつけておりますが、こちらも令和 6 年度までに経営戦略の方へ、経費回収率向上に向けたロードマップを記載するというのが、交付要件になっておりますので、待ったなしという状況になっております。

あと最後 28 ページでございますが、社会資本整備総合交付金の交付要件のほかに、重点配分の交付要件というものが定められております。重点配分というのは優先順位が高くなるということです。重要な事業に多く交付金を配分しようという国土交通省の方針などが入る部分でございますが、重点配分といたしましては、主にまだ下水道が普及してない部分の下水道整備だとか、下水汚泥のエネルギーの肥料利用だとか、あと広域化・共同化といった、今、美作市が進めているような事業が、国土交通省の定める重点配分事業とされております。

美作市は中でも、先ほど申し上げました通り、処理場の統廃合が重点配分の対象になっておりますので、今後計画的に事業を進めていくためには、この重点配分の要件を満たしておく必要があります。

一番下の方に書いてあります。令和 7 年度以降と書き始めているところなのですが、当市の下水道事業につきましては使用料単価の部分は 150 円を超えておりますのでクリアしております。

最後に書いてある使用料改定を 15 年以上行っていないかという部分ですがこちらも今のところ改定から 8 年ですので、クリアしておりますが、経費回収率が 80%未満というところが該当しており、国土交通省が定める基準には達成していないことになります。今回の改定で令和 23 年度 80%を目指すとした根拠はこの部分によるものでございます。ここで説明者をかかります。

事務局

29 ページ以降、経費回収率についてご説明させていただきます。

今回、下水道事業経営戦略の改正にあたり、新たに「第 5 章経費回収率向上に向けたロードマップ」を経営戦略のほうに追加することにいたしました。では、経費回収率とはどういったことだと言いますと、

30 ページをご覧ください。下水道事業における経費回収率とは、使用料で回収すべき経費をどの程度経費で賄われているかを示した表であります。使用料水準等の評価などができる指標となり、この経費回収率は下水道使用料割る汚水処理費で算出します。ただし、汚水処理費に含まれる公費負担部分を除きます。今回の改定で経費回収率の向上をいつまでに、どのように目指していくかを明記したいと考えております。

次の 31 ページになります。現在、美作市の経費回収率がどのようになっているかと言いますと、令和 5 年度の決算値で 59.26%になります。ちなみに

県内の状況ですが、令和4年度決算値で平均は89%、県内で100%を超える団体は倉敷市、玉野市、井原市の団体です。また、次のページでは、過去10年間の美作市の経費回収率の推移を挙げており、過去10年間で、平成30年の66.84%をピークに減少を続けており、令和4年には55.9%、令和5年に少し改善いたしまして、59.26%になったところです。

次のページをお願いします。経費回収率の向上に向けたロードマップです。経費回収率向上までの道のり、つまりロードマップをどう定めるかについて、次のような取り組みを行いたいと考えており、主なものを「見える化」したものがこちらの表になります。上から、計画期間、戦略改定、施設数、使用料検討、検討結果の公表等を表記しており、これらを計画期間内にどう実現するかを表しております。また下記には、期間内に取り組む主な内容を挙げております。まず水洗化率の向上、そしてストックマネジメント計画に基づく適正な投資事業の実施。これは限られた予算の中、効率的な施設管理を行うことで、事業費の平準化と、急な出費の回避に繋がっていきます。そして統廃合計画の推進と、広域化共同化の検討。現在進めている統廃合計画を押し進めていくことで、施設数の適正化を図り、維持管理費等の削減を目指します。あわせて隣接町村との共同化等を検討していくことで、事務の運営化の効率化を目指していきます。またDXなど新技術の導入や官民連携の推進など、これらの事業を進めていくとともに、下水道使用料についても適時検討等を行っていきたいと考えております。

次のページをお願いします。こちらの表は、経費回収率を目標値まで上げるための推移を見える化したものです。社会資本整備交付金重点配分の要件の一つに、「経費回収率80%以下は交付対象としない」とありますので、最終的に80%を目指したロードマップと目標値にしなければならないと考えております。ただし期間内、令和13年度までに80%まで上げるのはとても厳しいものと認識しており、そのため、今回設定する令和13年度までの目標値は70%にすべきではないかと考えております。まず70%に向けた取り組みを実施していき、その後10年後、令和23年で更に10%の向上、つまり80%を目指していくこととします。

では令和13年度までにどうやって70%を目指していくか、それが次の表、35ページになります。令和13年度までの下水道使用料、汚水処理費及び経費回収率を表にしたものです。黒字で示してあります、令和元年から令和5年度までの数字は決算値を基にしております。令和6年から令和13年度までの赤字及び緑の数字は、5年間の決算数値の平均などをもとに算定したものです。使用料ですが人口減少などの要因により、下水道使用料の増加が厳しい中、経費回収率の向上を図るには、汚水処理費の削減が効果的だと考え

ます。汚水処理費の中でも高い割合を示すのは、表の C の欄、処理場費であり、その理由は処理施設の多さにあると考えております。下水道課では、処理施設の統廃合により、現在までに 4 施設の統廃合を実施しました。今後はさらに 10 施設の統廃合を目指しており、令和 13 年度までに 8 施設、処理場費 3700 万円の削減効果、最終的には 10 施設、5400 万円の削減効果を試算しております。

また別の削減策として、修繕費等の補助事業化などに取り組むことにより、年間 500 万円の削減効果を目指しております。また汚水処理費の中で、その他 D の欄になりますが、こちらに人件費が含まれております。

今まで 12 名分の人件費をこちらに計上しておりましたが、4 名分を今年度の予算から 4 条予算、建設改良費の方に計上しております。これにより人件費の一部が経費回収率の計算上から除かれて、回収率を上昇させることができます。さらに令和 7 年度の機構改革により水道課と統合します。これに伴い、1 名分の削減を見込んでおります。

E の欄の企業債利息と F の欄の減価償却費について、一般財源から繰り入れておりましたが、繰入金には、総務省が定めた繰入基準があり、それに基づき繰り入れするものを基準内繰入金、それ以外を基準外繰入金と定めています。美作市では、基準内繰入金のうち約 9 割を一般会計の負担分、残り約 1 割が下水道事業会計負担分と定めていましたが、その割合を変更することで、繰入金の総額をそのままに、基準内繰入金を増額することができ、それにより基準内繰入金は、経費回収率の計算上から除かれるため、回収率を上昇させることができると考えております。

以上の取り組みを中心に、さらなる経費削減に取り組み、令和 13 年度までに、経費回収率 70%を目指していくことと考えております。

36 ページ以降ですが、これまでの説明に関連した資料として、県内団体の状況を掲載しています。

37 ページの処理場の数では県内で 2 番目に多いことが分かります。

38 ページでは経費回収率を載せており、県内で、矢掛町、奈義町に次いで 3 番目に経費回収率が低いことが分かります。

39 ページですが、使用料単価と汚水処理原価を掲載しております。表の赤の横ラインが使用料単価 150 円のラインです。経費回収率に合わせ、こちらでも単価 150 円を超えることが、交付金の支給要件となっており、美作市では、現在 150 円を超えております。以上で説明を終了いたします。

会 長 ご説明ありがとうございました。

 ただいま事務局から下水道事業経営戦略の改定について説明がありました。

今の説明をお聞きになって、何かご意見やご質問があれば、ぜひ出していただきたいと思います。委員の方々、いかがでしょうか。

委 員 昨年か一昨年に、水道料金の改定があり、下水（料金）の方も関係しているのか、少しは改善したのでしょうか。

事務局 昨年は簡易水道地域の料金を上水道地域と統一することでした。下水道事業として議論いただいた内容は、受益者分担金を面積換算から戸当たり換算へ統一するということ、1件当たり30万円、それを議論いただき、議会へ上程し、議決をいただいたところでございます。料金のことにつきましては、（下水道料金について）昨年は議論をいただいておりません。

事務局 前回の水道料金（改定）は、基本料金部分だけを統一しますので、それほど会計には影響は出ておりません。

委 員 委員から、昨年の第3・4回協議について話がありましたが、私からは第3回の時、水道料金を上げるということでしたが、下水道の料金は、平成28年10月に市内統一を図っており、現在のところ総務省からの経営目標は、最低限度の経営努力により、（料金は）現行で当分いけますと言うのが、その時、昨年5月26日の返答でございました。今日に至って、経営戦略と言いましょうか、これは料金を上げるより他ない、やれることはない。下水は、市内をくまなく走っておりまして、一番奥の家が居なくなったからと言って止めるわけにはいきませんし、途中が居なくなったから止めるわけにもいかない。維持管理もかかりますし、処理場もそれなりに動かし、ただ流入する量は減るかもわからないですけど。同じように（費用が）掛かってくることで、非常にこれは市民全体のことなので、慎重に協議して、（経費回収率を）70%、80%に、いつ頃、もって上がるか、加減が難しいということ、これから色々と説明を聞きまして、我々委員としても判断しなきゃいけないというところで、今日のところは以上です。

委 員 経費を下げるために、処理場の削減を検討されているというところだと思います。処理場を削減することによるメリットというのは、経費が下がることかと思っているのですが、デメリットについても、もしありましたら、ご説明の方をいただければと思います。

- 事務局 特に現在、統廃合進めている中で、デメリットは特に考えておりません。統廃合を進めることによって、経費削減と下水道使用料の安定が図れると考え、現在統廃合を進めている状況でございます。
- 委 員 そうしましたら、処理場を減らすところ統合するところと、残すところとかの判断基準がありましたら、また次回等で結構ですので、ご提示、ご説明いただけたら、ありがたいというところです。
- 事務局 判断基準でございますが、国土交通省所管の「公共下水道」の施設を残すようにしております。集落単位で整備いたしました「農業集落排水」や規模の小さな処理場を大きな施設へ接続し、処理場数を減らしていく考えで統廃合を実施しております。
- 会 長 その他ご意見ご質問等ございますでしょうか、ではお願いいたします。
- 委 員 統廃合をするということなのですが、集合処理よりも、限界集落なんかは個別処理に移行した方がいいというようなところがあるのではないかと素人目に思うのですが、その辺のご検討はされたのでしょうか。
- 事務局 ご指摘の通りです。英田地域では、上山地区などは個別処理、合併処理浄化槽を設置し、また人口が密集している部分については、公共下水道と農業集落排水事業で整備をしております。
- ただ近い将来、農業集落排水を残す地域で、例えば10世帯になったとか、施設を維持していくのが困難になった場合は、今後、処理の方法を、検討していかなければならないかなと考えております。
- 会 長 よろしいでしょうか、その他ご意見ご質問等ございますでしょうか。
- 委 員 統廃合した、廃止した後の下水処理施設の有効利用というか、再利用等は考えられていますか。
- 事務局 現在4施設、統廃合しましたが、備蓄倉庫として残しております。補助金をいただいて事業を実施しており、備蓄倉庫として残さない場合は、補助金返還・起債償還と新たな費用が発生いたしますので、備蓄倉庫等に利用する場合は、農水省所管の補助事業で実施した部分については、財産処分申請を行い、補助金返還が伴わないような形で（統廃合施設を）残しております。

会 長 他にご質問は、ございますでしょうか。
それでは次第の４で、その他に移らせていただきます。

４．その他

会 長 最後に事務局より何か連絡事項があれば、お願いいたします。

事務局 連絡事項といたしまして、次回の開催日程ですが、令和６年１０月下旬を予定しております。
開催日が決まり次第、追って連絡させていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

会 長 その他よろしいでしょうか。
それではですね、以上をもちまして、本日の上下水道事業経営審議会を閉会させていただきます。ご苦労さまでございました。